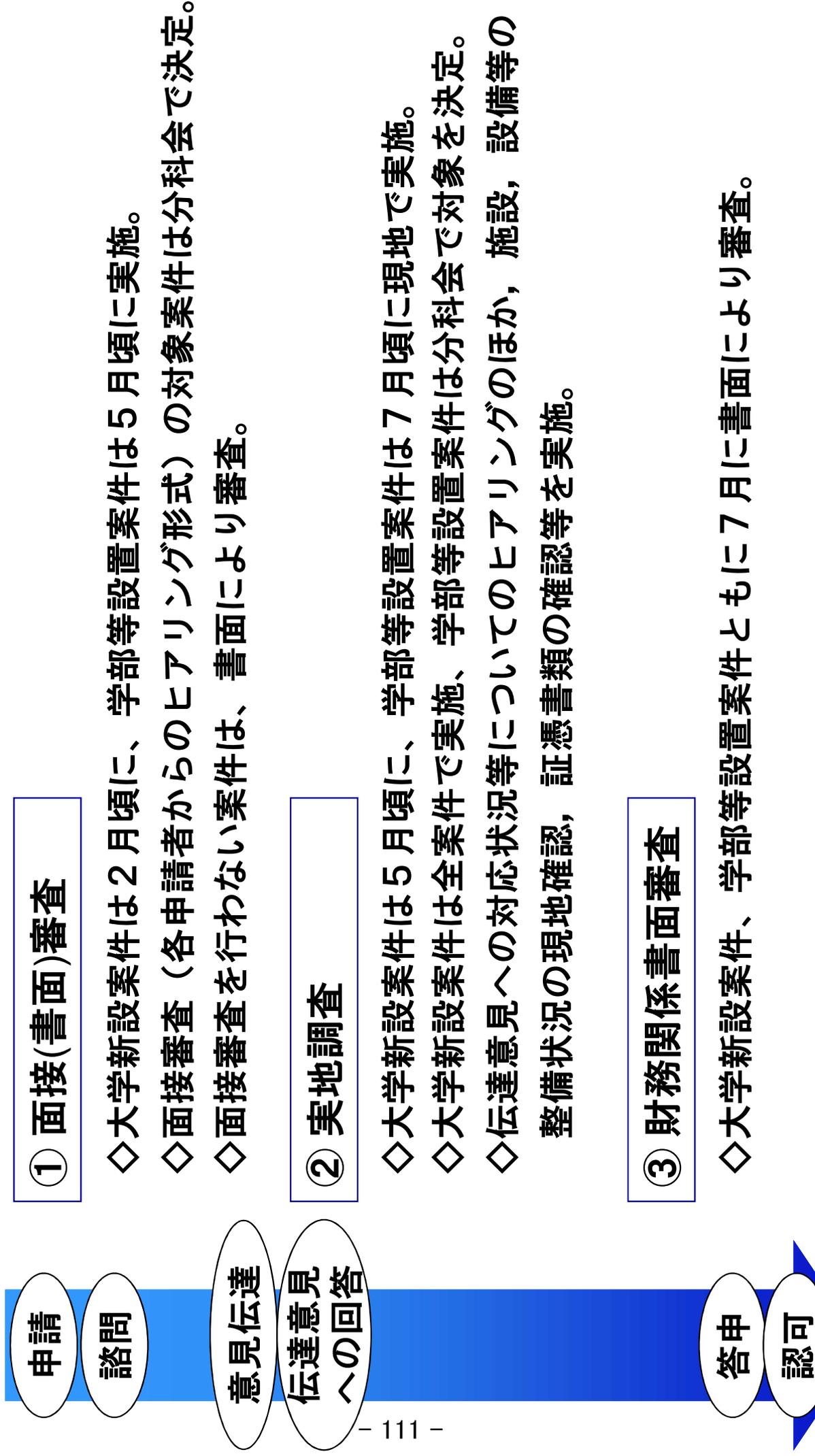


### 3. 学校法人分科会による審査の概要

#### (1) 審査の方法等



#### ④ 設置構想審査（大学新設のみ）

- ◇ 審査の最初の段階で、理事長（予定者）及び学長予定者を直接面接し、設置の理念など設置構想の根幹的な事項について審査。
- ◇ 地元自治体から大学への期待や連携への意識等を確認。
- ◇ 大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同で実施。

#### ⑤ 学生確保等に係る審査

- ◇ 必要に応じ、大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同で審査を実施。
- ◇ 必要に応じ、大幅な定員未充足が生じた場合の財務計画や教育研究への影響、対応方針・方策（いわゆるリスクシナリオ）について書面により確認。

## 4. 寄附行為（変更）認可後の財政状況、施設等整備状況調査（アフターケア）

### ①調査の趣旨

- ・認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し、併せて学校法人の経営の実態及び施設・設備等の整備の進捗状況を把握。
- ・学校法人の健全な経営の確保のための指導・助言。

### ②調査対象法人

原則として、設置後完成年次に達するまでの間の学校法人。

### ③調査方法

- ・書類調査，実地調査のいずれかの方法で原則として毎年度1回実施。
- ・実地調査は，法人新設，大学・短期大学新設等の場合に，設置学部等が完成年次に達する年度に実施。（必要がある場合はその都度実施。）

### ④調査内容

留意事項の履行状況，施設・設備の整備状況，役員の就任状況，事務組織の整備状況，入学者の状況，資産及び収支の状況 など

### ⑤調査結果の報告等

調査の結果，学校法人に対し指導，助言すべき事項がある場合は，学校法人分科会の議を経て，学校法人に通知し，調査結果を公表。

- ※26年度調査から従来の留意事項・その他意見を ①是正意見，②改善意見，③その他意見の3区分に再編。

### (1) 都道府県知事を経由した申請

以下の申請は、都道府県知事を経由して行うことが必要。（私立学校法施行令第2条）

- ① 大臣所轄法人が知事所轄学校を設置する場合の寄附行為変更の認可申請
- ② 知事所轄法人が大学等を設置する場合の寄附行為変更（組織変更）の認可申請
- ③ 合併の当事者が知事所轄法人で、合併後の法人が大臣所轄となる場合の合併認可申請

### (2) 申請書類の公開

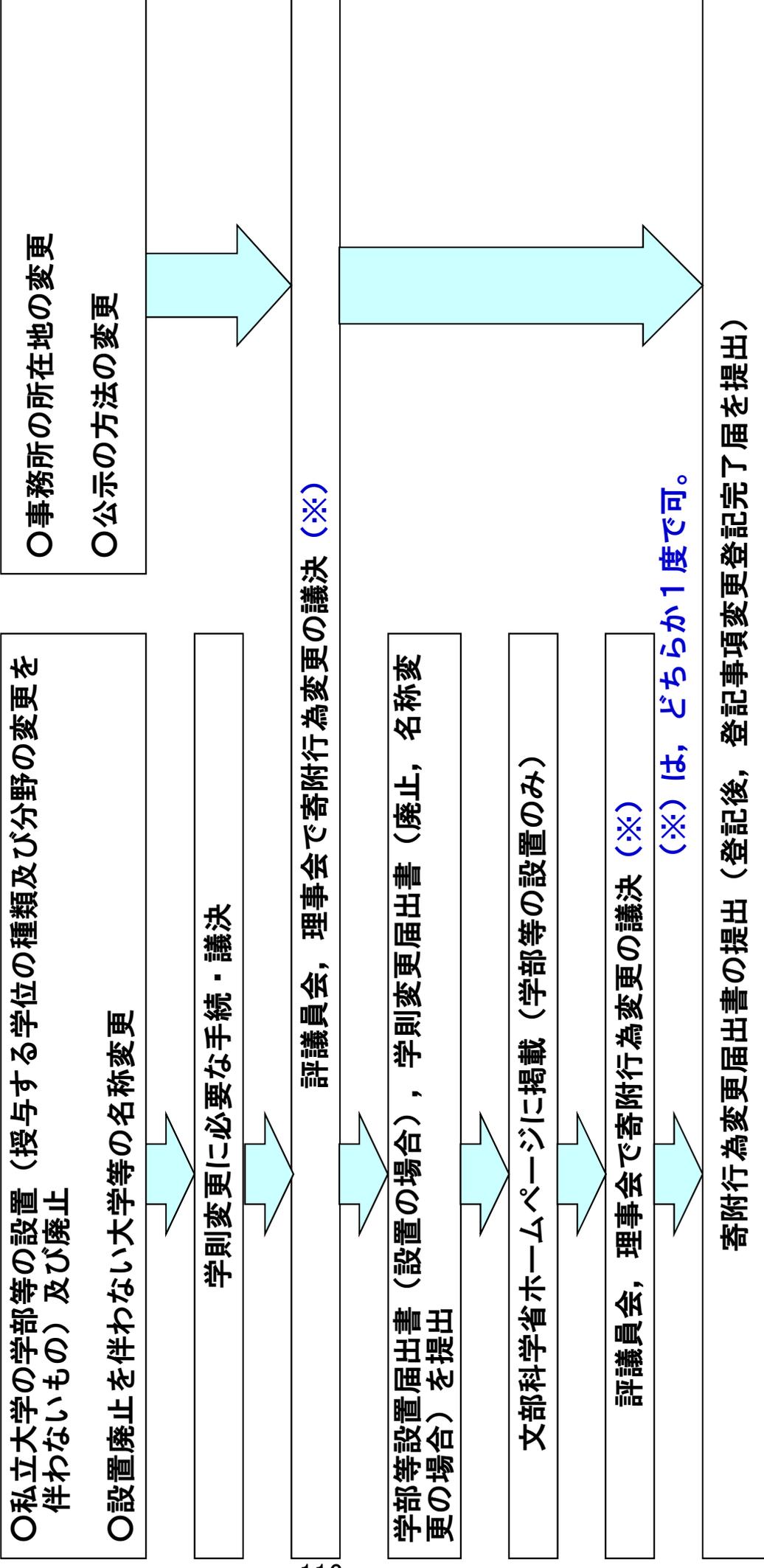
- ◇ 学生等の消費者保護を図るとともに、より透明な設置認可行政を実現するなどの観点から、平成23年度開設分から、大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可申請書類について、文部科学省のホームページに掲載。（大学等の設置認可申請書類は、平成22年度開設分から掲載。）
- ◇ これにより、申請書類の虚偽記載などの不正を抑制する効果を併せて期待。
- ◇ 学校法人自らホームページへの掲載等により積極的な情報公開を行うことが望ましい。
- ※ 文部科学省ホームページへの掲載書類は、次項のとおり。なお、様式名称・番号等については現行告示における名称等による。

以下の書類について、「個人に関する情報や学校法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」，「大学設置等の認可申請書のうち既に公開している情報」を除き掲載。

- ① 寄附行為（寄附行為変更の場合，新旧対照表を含む）
- ② 設置経費及び經常経費並びにその支払い計画を記載した書類（様式第4号その1）
- ③ 設置経費及び經常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その4）
- ④ 財産目録総括表（様式第6号その2）（小科目及び負債率を除く）
- ⑤ 貸借対照表（学校法人会計基準に規定する小科目及び注記を除く）
- ⑥ 事業計画（様式第7号その1）（施設又は設備の整備計画のうち事業費及び財源を除く）
- ⑦ 資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）（新設校分）
- ⑧ 事業活動収支予算決算総括表（様式第10号その2）（新設校分）

### (3) 寄附行為変更の届出手続き等

私立大学の学部等の届出設置（授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）等に係る寄附行為変更の届出については、以下の流れを参照。



## (4) 設置計画等の変更について

申請書類の一部変更や認可後の設置計画変更については、外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解のうえ、申請書類、設置計画については精緻に作成し提出すること。

### ① 申請書類の一部変更手続き等（申請から認可までの間の手続き）

寄附行為（変更）認可申請書類について、申請から認可までの間に外的要因等によりやむを得ず申請書類の内容等の修正が必要となった場合には、申請書類の一部変更手続きが必要。

＜一部変更手続きが必要となる例＞

- 大学設置分科会の意見への対応（施設設備の充実等）により、設置経費が変更となる例
- 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

### ② 設置計画の変更協議手続き等（認可後、完成年度までの間の手続き）

◇ 認可後、完成年度までの間に、認可時の設置計画が変更となる場合には、構想段階で、あらかじめ私学行政課法人係に相談することが必要。

◇ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、大学設置・学校法人審議会において対応を審議。（内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。）

＜設置計画の変更協議が可能となる例＞

- 認可時の設置計画を確実に履行したうえで、さらに施設等の充実をはかるもの。
- 新たな学部等の設置認可申請により、設置計画を変更せざるを得ないもの。
- 道路等の付け替え等

## 6. 申請書類作成上の留意点等

近年、準備不足と考えられる申請や、意識の低い申請者の増加などが散見。その結果、申請中及び認可後の計画変更が多発している。設置認可等の申請については、以下の審議会長等のコメントを十分理解の上行っていただきたい。

### 【大学設置・学校法人審議会長コメント（H19.11.27）（抜粋）】

- ◇平成20年度開設予定の申請案件は、総じて準備不足の傾向が顕著。
- ◇大学設置に関する基本的理解を欠いているとの懸念がもたれる内容のものも散見。
- ◇各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対し、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚していただくよう強くお願いしたい。
- ◇積極的に教育情報・財務情報を公開し、社会に対する説明責任を果たすよう期待。

### 【大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント（H20.2.27）（抜粋）】

- ◇近年、新設早々学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学、校舎の全部借用の結果借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く散見。
- ◇昨今、認可申請書の不実記載などの不正申請、文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事実が続き、極めて遺憾。
- ◇設置認可に際し、「数値基準されくりアすれば」といった低い意識の申請者が増加。
- ◇我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待。

## ○ 不認可期間の決定について

寄附行為（変更）認可申請及び学部等の設置に係る届出において、①偽りその他不正の行為があった者からの寄附行為（変更）認可申請は、当該不正行為が判明した日から②相当と認められる期間認可しない。

### ① 偽りその他不正の行為があった者

過去の認可申請（認可、不認可、取り下げの別は問わない）又は学部等の設置に係る届出における虚偽の記載や不正な働きかけ。以下、典型的な類型

- i) 文部科学省への提出書類の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如
- ii) 面接審査・実地調査時における不正の行為
- iii) その他

※ 認可後に事前協議を経ずに認可された設置計画を変更した場合も含まれることに留意。

### ② 相当と認められる期間

「重大なもの」（相当と認める期間4～5年）

- ・ 認可処分に重大な違法性があるもの、不正行為が是正されないもの、組織的・意図的に行われている場合

「その他」（相当と認める期間2～3年 ※軽微なものは2年未満）

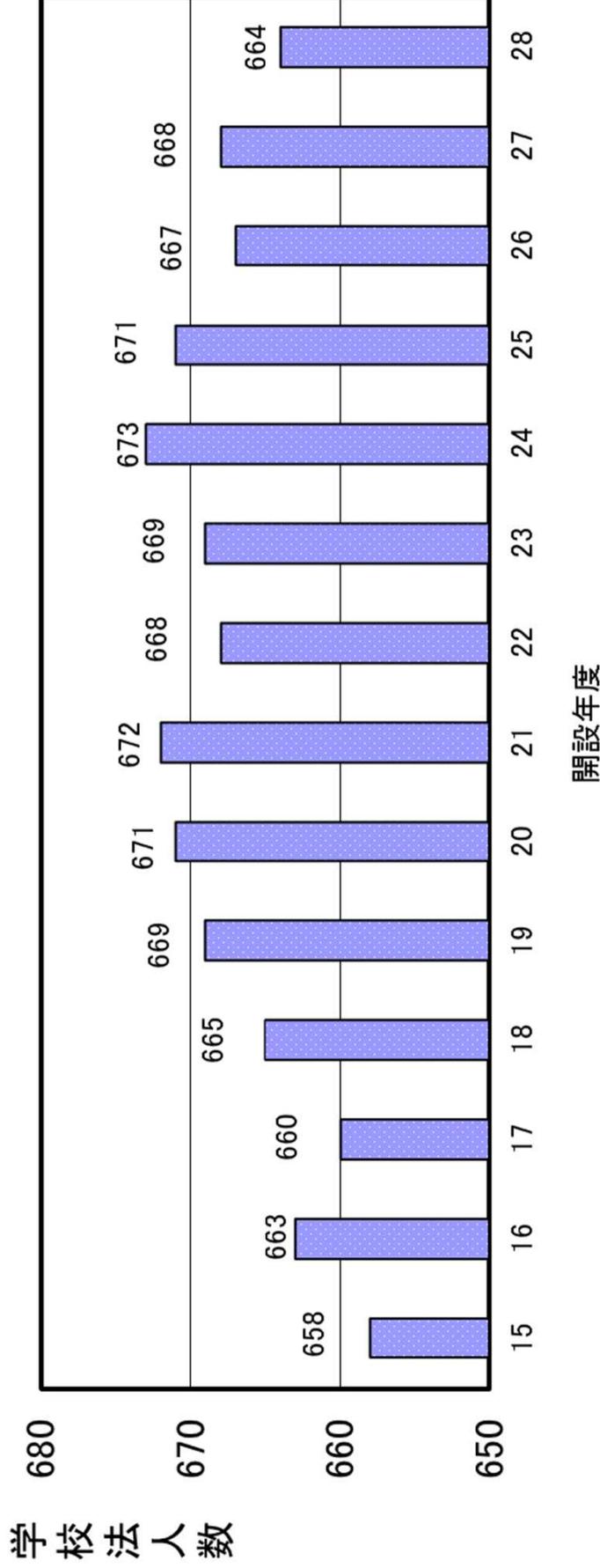
※ 不正行為を行った時点から10年以上が経過している場合、自主的に不正を報告、公表し改善努力を行っているものと認められるもので、学生等の被害が生じていない場合は2年未満とする。

# 文部科学大臣所轄の学校法人数の推移

## 文部科学大臣所轄学校法人の設立等認可件数等の推移

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
<b>法人数</b>	663	660	665	669	671	672	668	669	673	671	667	668	664
増加	3	1	3	0	3	1	1	0	3	0	1	0	1
	5	1	4	6	2	7	0	5	5	1	1	2	0
減少	△2	△2	△2	△1	△2	△3	△2	△3	△3	△2	△2	0	△3
	△1	0	0	0	△1	△3	0	△1	0	0	△1	△1	△1
	0	△3	0	△1	0	△1	△3	0	△1	△1	△3	0	△1
増減法人数合計	5	△3	5	4	2	1	△4	1	4	△2	△4	1	△4

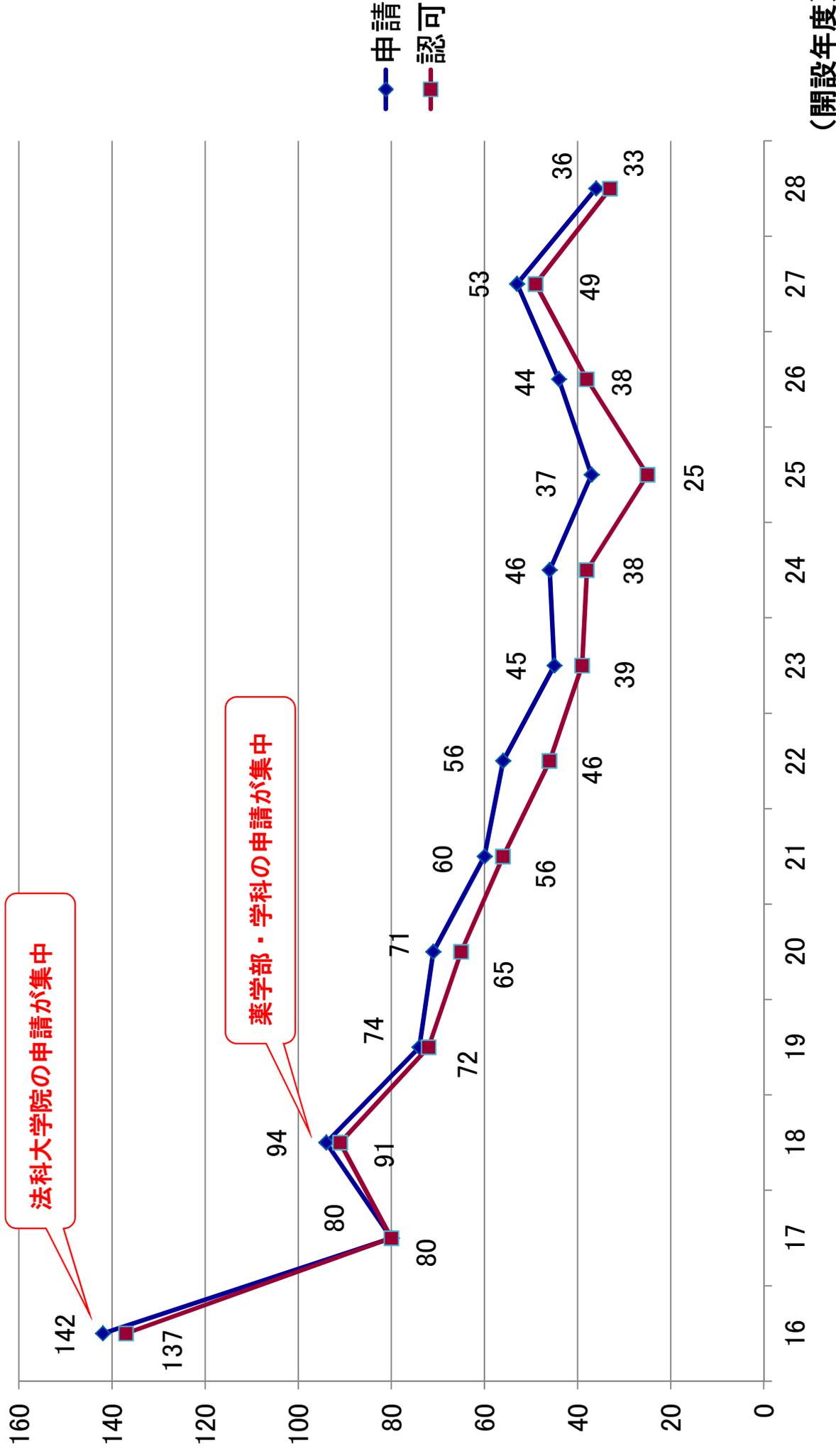
## 文部科学大臣所轄の学校法人数の推移



## ＜参考資料2＞

# 大学等の設置に係る寄附行為（変更）の申請，認可件数の推移

(件数)



<Memo>

## **VIII 大学入学者選抜における注意事項 について**

# 大学入学者選抜における注意事項について

平成28年12月

平成28年度大学設置等に関する  
事務担当者説明会資料  
大学振興課大学入試室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 大学入学者選抜における注意事項について

---

1. 大学入試センター試験の利用に係る手続  
について
2. 大学入学者選抜における出題・合否判定  
ミス等の防止について

# 1. 大学入試センター試験の利用に係る手続 について

大学がセンター試験を利用する場合、「大学入試センター試験実施大綱」に基づき、期限までに必ず文部科学省及び大学入試センターへの通知が必要。



② 大学の手続き漏れや不備などによりセンター試験を利用できないケースが増加。

手続上の漏れや不備などにより、センター試験が利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。  
少しでも不明な点があれば、随時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

## 平成30年度大学入試センター試験（H30.1実施）の利用に係る手続について②

1 平成28年4月までに開設している大学や学部又は平成29年4月に新設する大学や学部の場合

※具体的には、以下のような場合には、通知が必要。

(1) 平成29年度大学入試センター試験（H29年1月実施）を利用することとなっている大学の場合

- ① 平成28年4月までに開設している学部について、平成30年度センター試験（H30年1月実施）から新たに利用する場合
  - ② 平成29年4月に名称変更を行う学部について、平成30年度センター試験（H30年1月実施）から新たに利用する場合
  - ③ 平成29年4月に新設する学部について、平成30年度センター試験（H30年1月実施）から利用する場合
- ※ 上記①～③に関し、当該学部に属する一部の学科について、平成30年度センター試験（H30年1月実施）から新たに利用する場合を含む。

(2) 平成29年度大学入試センター試験（H29年1月実施）を利用することとなっていない大学の場合

※大学・・・大学、短期大学。  
※学部・・・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。  
※学科・・・大学の場合は学科、短期大学の場合は専攻課程のことを指す。



別紙様式により、平成29年5月31日までに文部科学省と大学入試センターへ通知することが必要。

※定められた手続が行われない場合は、センター試験を利用することができなくなる。

## 平成30年度大学入試センター試験（H30.1実施）の利用に係る手続について③

2 平成30年4月に新設する大学又は学部の場合

※下記の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、【要件】の(ア)～(エ)のすべてを満たす(「設置認可申請」の場合は(ウ)を除く。)ものが必要。

※下記の(1)～(3)に該当しない場合、平成30年度大学入試センター試験(H30年1月実施)を利用することはできず、最短でも平成31年度大学入試センター試験(H31年1月実施)からの利用となる。

(1) 平成29年度センター試験(H29年1月実施)を利用することとなっている大学が、平成30年4月に新設する学部について、平成30年度センター試験(H30年1月実施)から利用する場合

※当該学部に属する一部の学科について、平成30年度大学入試センター試験(H30年1月実施)から新たに利用する場合を含む。

(2) 平成29年度センター試験(H29年1月実施)を利用することとなっている大学を廃止し、平成30年4月に大学を新設する場合で、平成30年度センター試験(H30年1月実施)から利用する場合

(3) 平成29年度センター試験(H29年1月実施)を利用することとなっている大学が、平成30年4月に他大学と統合する場合で、平成30年度センター試験(H30年1月実施)から利用する場合

※学部…大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。

※学科…大学の場合は学科、短期大学の場合は専攻課程のことを指す。



**平成30年度大学入試センター試験(H30年1月実施)を利用する場合は、「大学入試センター試験実施大綱」に定める、以下の(ア)～(エ)をすべて満たすとともに、文部科学省と大学入試センターへ任意様式による報告及び別紙様式による通知をすることが必要。**

(ア)：平成29年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「センター試験の利用方法」及び「審査継続による保留等でセンター試験の利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。

(イ)：所属する地域の連絡会議に対し、センター試験を利用予定である旨を報告していること。

(ウ)：平成30年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、**設置届出を行った日から60日が経過していること。**(設置認可申請の場合は、本要件は該当しない)

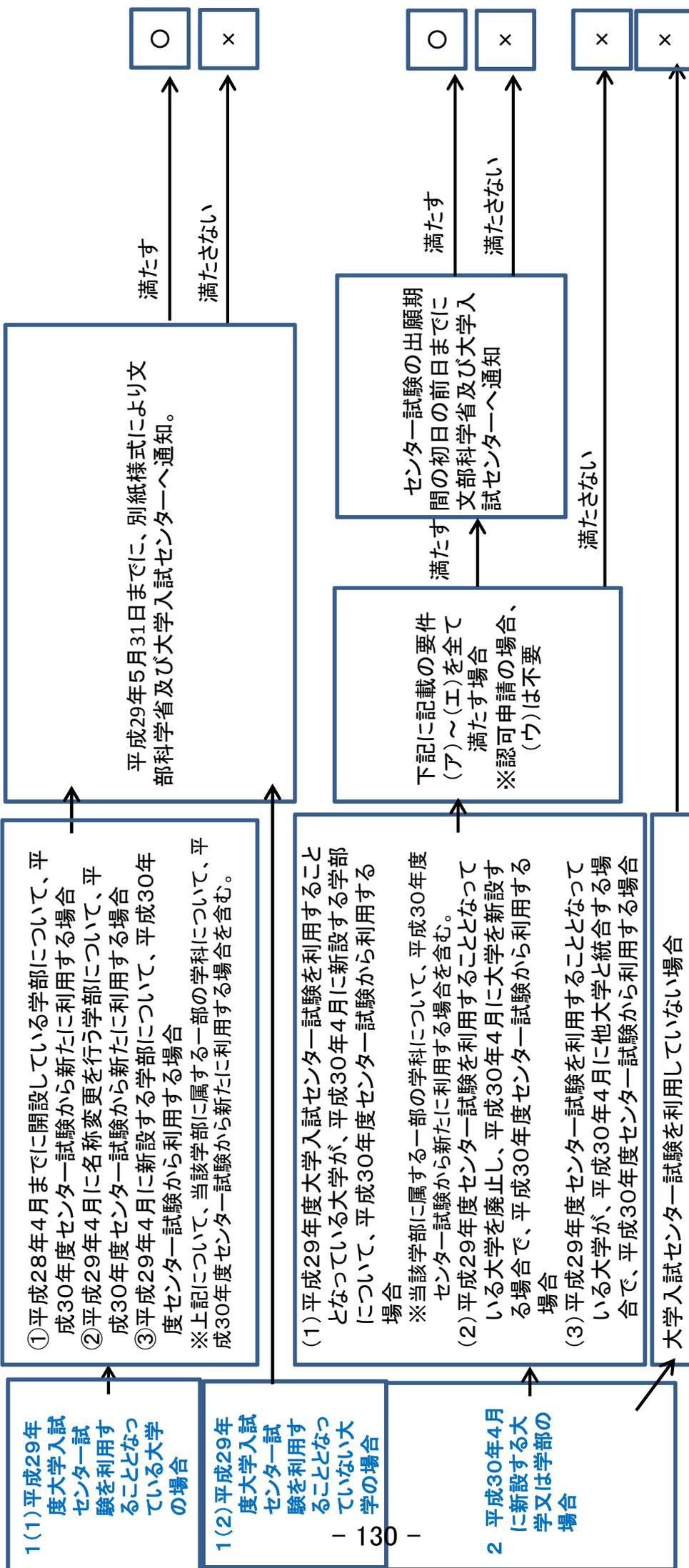
(エ)：平成30年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、**(ア)～(ウ)を満たしていることを任意様式により報告していること。**(報告後、別途、センター試験の利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。)

**※定められた手続が行われない場合は、センター試験を利用することができなくなる。**

# 平成30年度大学入試センター試験（H30.1実施）の利用に係る手続について④

## 手続のフローイメージ

※このフローイメージは、センター試験の利用手続きをイメージしやすいよう作成したものです。確認する際は、必ず大学入試センター試験実施大綱を見ながら確認するようにしてください。  
 ※学部・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。



平成30年度センター試験(H30年1月実施)から利用する場合の要件は、

- (ア)：平成29年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「センター試験の利用方法」及び「審査継続による保留等でセンター試験の利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。
- (イ)：所属する地域の連絡会議に対し、センター試験を利用予定である旨を報告していること。
- (ウ)：平成30年度センター試験の出願期間初日の前々日までに、設置届出を行った日から60日が経過していること。(設置認可申請の場合は、本要件は該当しない)
- (エ)：平成30年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、(ア)～(ウ)を満たしていることを任意様式により報告していること。(センター試験の利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。)

## 2. 大学入学選抜における出題・合否判定 ミス等の防止について

# 実際にあった入試ミスから1

## <事例>

試験終了直前に受験生から問題に対する質疑があり、試験実施本部で検討の結果、補足説明を行うとともに試験時間を全員10分延長することとした。

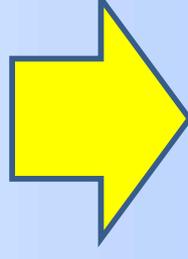
しかし、一部の試験室では伝達が間に合わず時間延長が行われなかった。

本事例は、試験実施本部から試験室への伝達に想定以上の時間がかかった  
**緊急時対応についての事前の想定が不十分さが原因。**

「試験実施本部からの伝達にかかる所要時間」、

「緊急時に必要な体制の検討」

などといった点についても、充分な想定が必要。



教員、事務職員等関係者が一体となり、**緊急時の対応における迅速性及び公平性の確保を含めた**円滑な試験実施・伝達体制の確立に努めること。

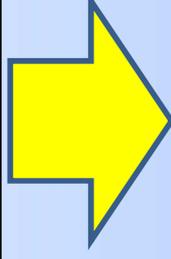
# 実際にあった入試ミスから2

## <事例>

1. 「 $h^2$ 」とすべきところ「h」と誤記してしまったなど数式・記号の誤り
2. 「池田隼人」を「池田隼人」と誤記してしまったなど漢字の誤り
3. 漢字の読みを問う問題で「雑言」について「ぞうげん」という読みを誤りとしていたが、辞書等によればその読み方も誤りとは言えなかったなど

本事例のような誤記、正答の不存在／複数存在はミス報告の中で**最多**。

ほとんどが点検の不足さに起因。  
試験実施後・合否発表後のミス発覚も多い。



試験問題の点検については、試験実施直前に点検するだけでなく、試験開始後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重三重に点検を行うこと等により、ミスの防止及び早期発見に努めること。なお、問題の文面だけでなく、問題の内容についても正答が導き出せるか確認すること。

# 実際にあった入試ミスから3

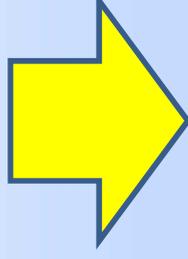
## <事例>

面接担当教員が面接試験開始時刻を勘違いしており、試験開始時刻に遅刻。受験生からの指摘を受けるまで事務職員も状況を把握できていなかった。

本事例は、責任者の指示不足や事務の確認不足など、**教員と事務職員双方の連携の不十分さが原因。**

関係者が相互に補完するような体制をとることが重要。

「試験官が試験を忘れ、試験室に来なかった」事例も存在。



- ・ **入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ミスを防止するためのガイドラインを作成すること等により、業務全体のチェック体制を確立すること。**また、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、**責任をもって業務を行うよう注意を喚起すること。**
- ・ 各担当の**業務は必ず複数人で行い、相互に確認する体制を確立すること。**